

第1章

計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨	2
2. 周南市の環境をとりまく社会の動向	3
3. 環境に関する市民の意見	9
4. 計画の役割と位置付け	11
5. 計画の対象範囲	12
6. 計画期間	12
7. 市民、事業者、市の役割	13
8. 計画の構成	14



長田海浜公園

I. 計画策定の趣旨

周南市は、瀬戸内海の青い海、中国山地の山の緑に囲まれ、豊かな自然と産業が調和した美しいまちです。本市では豊かな環境を保全し、環境負荷*の少ない持続可能な社会の実現に向けて、2004（平成 16）年8月に「周南市環境基本条例」を制定し、2006（平成 18）年に「第1次周南市環境基本計画」、2015（平成 27）年に「第2次周南市環境基本計画」を策定して、環境保全に関する施策を推進してきました。

しかし、市の環境をとりまく状況は大きく変化し続けています。地球温暖化に起因する甚大な自然災害が頻発するなど、気候変動*の影響が深刻化しています。また、生物多様性*の損失が進行しており、地球上の種の絶滅速度は、過去 1,000 万年間の平均と比べて少なくとも数十倍から数百倍に早まっていることが指摘されています。さらに、マイクロプラスチック*等による環境汚染が進行し、生物多様性や人の健康への大きなリスクとなっています。

他方、環境分野以外に目を向けると、人口減少、少子高齢化の進展、それに伴う地域経済への影響など、将来に向けた社会や経済の課題への対応も求められています。

このような様々な課題や社会情勢を踏まえるとともに、本市の多様な自然と産業の力を活かしながら、環境・社会・経済のバランスがとれた持続可能なまちづくりを一層推進していくため、「第3次周南市環境基本計画」を策定します。

2. 周南市の環境をとりまく社会の動向

(1) SDGs (持続可能な開発目標)

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)*とは、2015 (平成 27) 年の国連サミットで採択された 2030 (令和 12) 年までに達成を目指す 17 の目標と 169 の具体的な項目を含む国際的な枠組みです。これらの目標は経済・社会・環境に関連する世界的な課題に取り組むために設定されており、国連を構成する全ての国がこの枠組みに参加しています。本市では、最上位計画の「周南市まちづくり総合計画」等で SDGs の考え方と関連付けながら、目標達成に向けた取組を行っています。

SDGs は持続可能な世界を目指して、個々の自主的な取組を促しています。私たち一人ひとりが日常生活でこれらの目標の達成に向けて取り組むことが重要です。



図 1-1 SDGs の 17 の目標

[出典: 国際連合広報センター Web ページ]

(2) カーボンニュートラル(炭素中立)

カーボンニュートラル(炭素中立)*とは、二酸化炭素(CO₂)をはじめとする温室効果ガス*の排出量について、植林や森林管理などによる吸収量を差し引き、合計として実質的に排出量をゼロにすることを意味します。

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて 2015(平成 27)年にパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として「世界的な平均気温上昇を工業化以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」、「今世紀後半にカーボンニュートラルを達成すること」等が合意されました。この実現に向けて 120 以上の国と地域が「2050 年カーボンニュートラル」の目標を掲げて取組を進めています。日本は 2020(令和 2)年 10 月に当該目標の実現を目指すことを宣言し、様々な取組を推進しています。本市では、「周南市脱炭素社会形成取組指針」や「周南市役所エコ・オフィス実践プラン」等において、この考え方を踏まえた施策を推進しています。

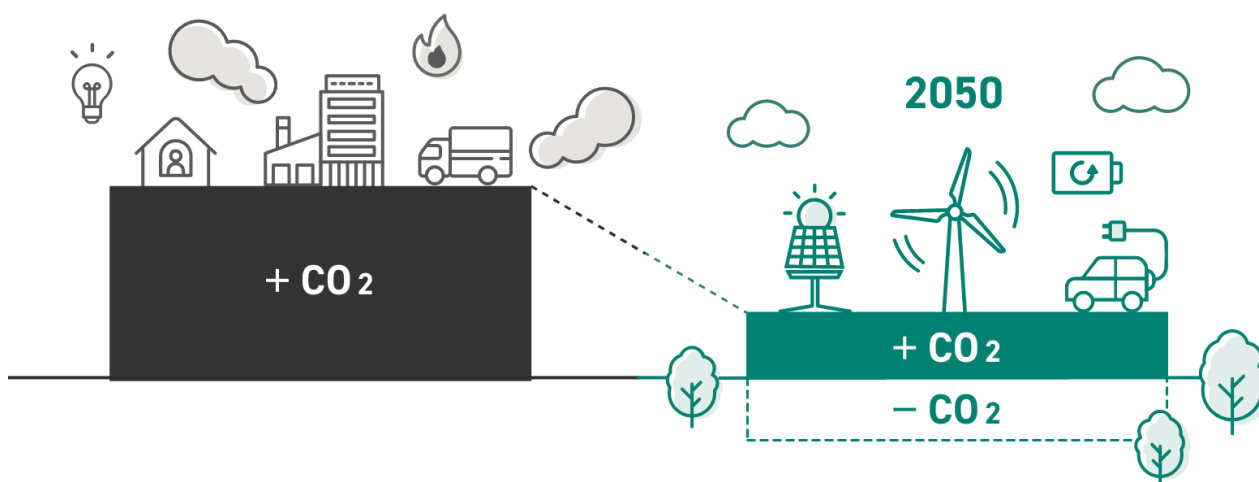


図 1-2 カーボンニュートラル(炭素中立)の考え方

[出典:環境省 Web ページ]

(3) サーキュラーエコノミー(循環経済)

サーキュラーエコノミー(循環経済)*とは、資源の最大限の活用と廃棄物の最小化を目指して、製品のライフサイクル全体で資源を再利用・リサイクルする経済システムのことです。これは、従来の製品を一度きりで使い捨てるリニアエコノミー(線型経済)とは異なり、資源を循環させることで環境負荷を減らし、天然資源の持続可能な使用を図るものです。

サーキュラーエコノミーを持続的な取組として社会経済活動の中で主流化していくため、国はサーキュラーエコノミー関連ビジネスの市場規模を 2020(令和 2)年の約 50 兆円から 2030(令和 12)年までに 80 兆円以上に拡大する目標を掲げており、あらゆる主体の取組の推進に向けた環境整備が進められています。本市では「周南市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」や「周南市一般廃棄物(生活排水)処理基本計画」等において、この考え方を踏まえた施策を推進しています。

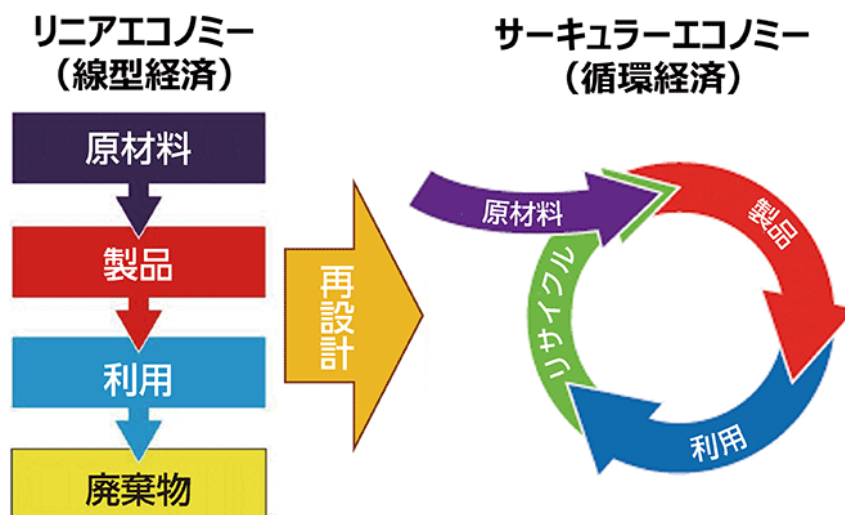


図 1-3 サーキュラーエコノミー（循環経済）の考え方

[出典：環境省 Web ページ]

（４）ネイチャーポジティブ（自然再興）

ネイチャーポジティブ（自然再興）*とは、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることを意味します。

2022（令和 4）年 12 月に採択された生物多様性に関する世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において、2030 年までにネイチャーポジティブを実現することが、「自然と共生する社会」という「2050 年ビジョン」の達成に向けた短期目標となっています。人類存続の基盤としての健全な生態系を確保し、生態系による恵みを維持し回復させ、自然資本を守り活かす社会経済活動を広げるため、これまでの生物多様性保全施策に加えて気候変動や資源循環等の様々な分野の施策と連携した取組を推進しています。

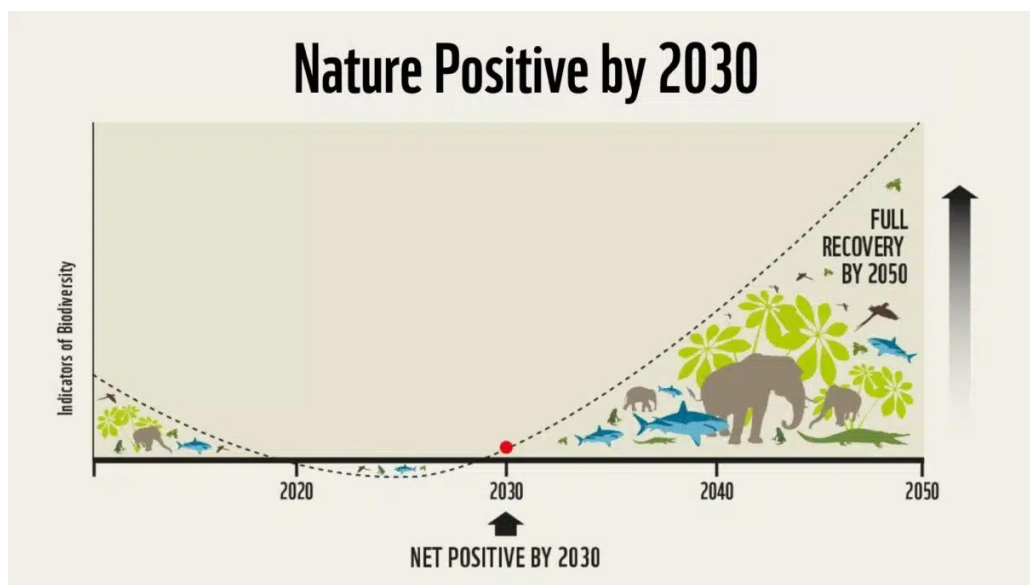


図 1-4 ネイチャーポジティブ（自然再興）の考え方

[出典：Nature Positive Initiative]

(5) 第六次環境基本計画

国の環境基本計画は、環境基本法第 15 条に基づく全ての環境分野を統合する最上位の計画として目指すべき文明・経済社会の在り方を提示するもので、第六次環境基本計画が 2024（令和6）年5月に閣議決定されました。

第六次計画は、第一次環境基本計画の策定から 30 年という節目にあたり、「環境保全と、それを通じた現在及び将来の国民一人ひとりの『ウェルビーイング／高い生活の質』」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げています。

目指すべき持続可能な社会の姿、循環共生型社会を実現するため、環境・経済・社会の統合的向上の高度化に向け、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブ等といった個別分野の環境政策を統合的に実施し、相乗効果（シナジー）を発揮させ、経済社会の構造的な課題の解決にも結び付けていく必要があることから、特定の施策が複数の異なる課題をも統合的に解決するような、横断的な戦略が示されています。

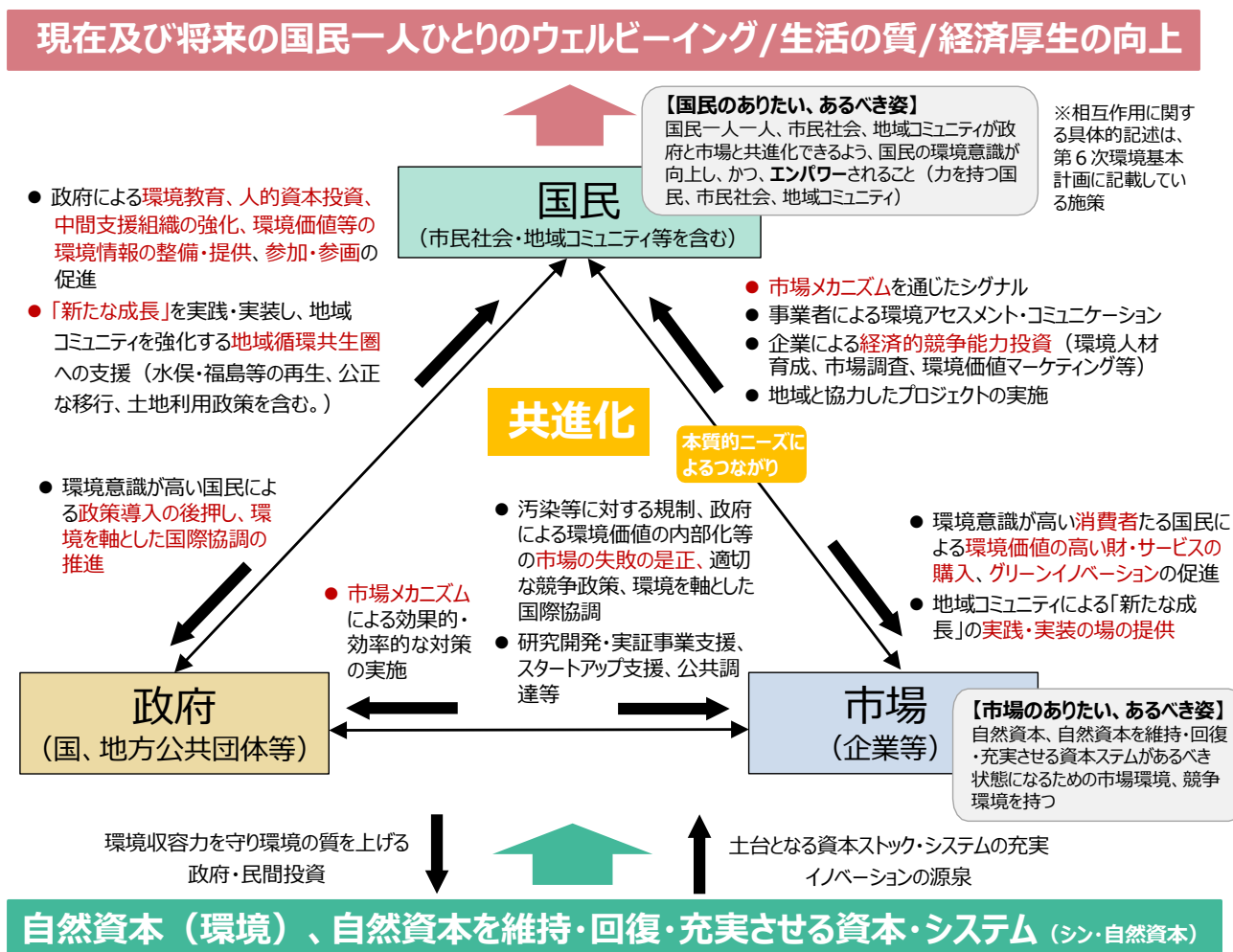


図 1-5 政府・市場・国民の共進化による「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現のイメージ

[参考：環境省 Web ページ]

(6) 地域循環共生圏

「地域循環共生圏」とは、各地域の社会課題に対して、それぞれの地域が主体的に課題解決を続け、得意な分野でお互いに支え合うネットワークを形成していくことで地域も国全体も持続可能にしていく「自立・分散型社会」のことを意味します。2018(平成 30)年に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」において掲げられた考え方であり、内容の見直しが行われた「第六次環境基本計画」でもこの考え方は踏襲されています。地域循環共生圏は地域で環境・社会・経済の課題を同時解決する事業を生み出していくことから「ローカル SDGs」とも呼ばれています。

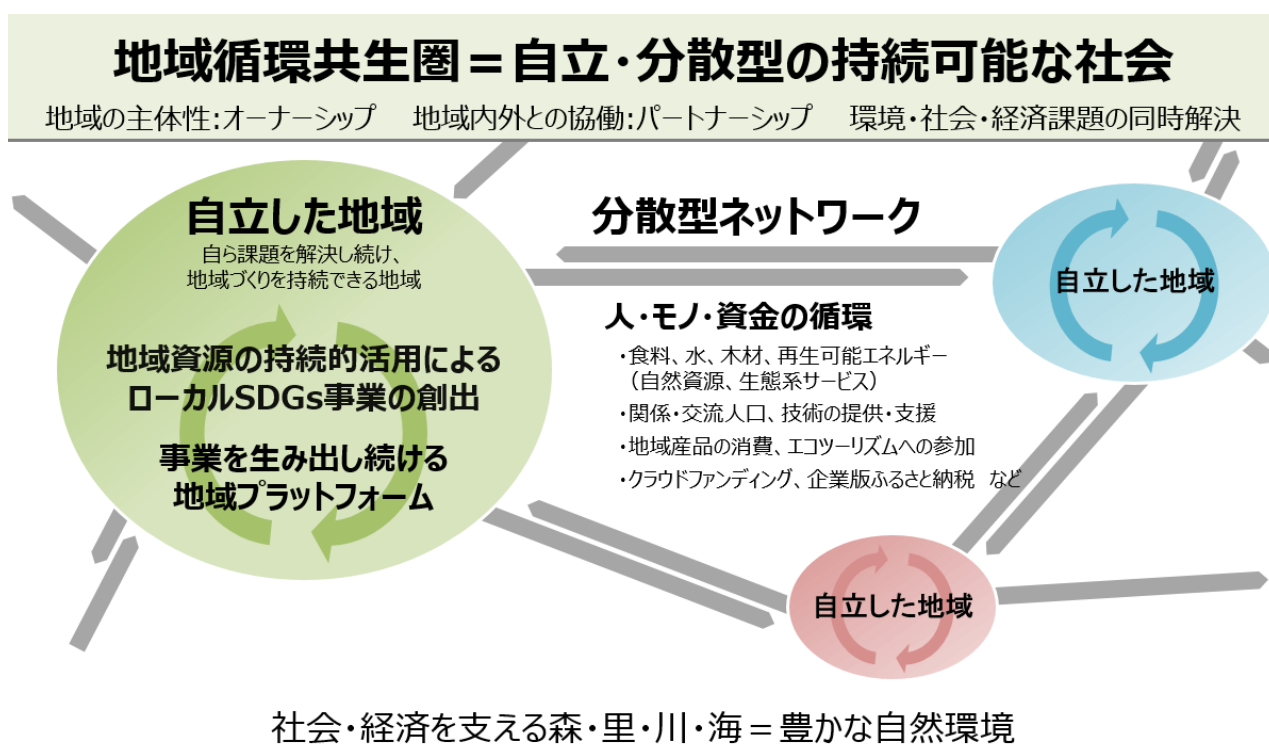


図 1-6 地域循環共生圏(ローカル SDGs)の考え方

[出典:環境省 Web ページ]

(7) カーボンニュートラルポート

港湾は、日本のCO₂排出量の約6割を占める発電、鉄鋼、化学工業等の多くが立地する臨海部産業の拠点であり、エネルギーの一大消費拠点です。現在はこれらの産業で利用される化石燃料*等が港湾を利用して輸入されていますが、今後は化石燃料に代わる脱炭素エネルギーに転換していくことが想定されています。

水素・アンモニアなどの活用等によるCO₂削減の余地が大きい港湾地域において、脱炭素化に向けた先導的な取組を集中的に行うことが、国の「2050年カーボンニュートラル」の実現に効果的・効率的であると考えられており、水素・アンモニアなどの大量・安定・安価な輸入・貯蔵等を可能とする受入環境の整備や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、集積する臨海部産業との連携等を通じて、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目指す「カーボンニュートラルポート*」を形成し、国全体の脱炭素社会*の実現に向けた取組が進められています。

本市に位置する徳山下松港では、官民の連携による脱炭素化の推進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るため、港湾管理者である県により2024(令和6)年3月に「徳山下松港港湾脱炭素化推進計画」が策定されました。

本市では、周南コンビナート*の産業競争力維持・強化とカーボンニュートラルの実現に向けて、2023(令和5)年5月に「周南カーボンニュートラルコンビナート構想」及び「周南コンビナートカーボンニュートラルロードマップ」を策定し、産学官民の強固な連携による専門的かつ実践的な社会実装の取組を進めています。



図 1-7 カーボンニュートラルポートのイメージ

[出典:国土交通省港湾局 Web ページ]

3. 環境に関する市民の意見

(1) 市の環境保全対策に対する市民の評価

本市の環境保全対策に対する市民の満足度と重要度を、市民アンケートにより調査しました。

その結果によると、生活環境分野の対策は重要度が高く、その多くが高い満足度となっています。

一方で、満足度が低く、重要度が高い対策は、「気候変動影響への対策」、「ポイ捨て防止などの環境美化」、「地球温暖化防止への取組」、「省エネルギー対策」でした。

このような市民目線での評価や社会動向の変化、環境調査結果、これまでの取組の実施状況等を踏まえて見直しを行った施策を第4章に示しています。

なお、アンケート調査結果の詳細については、資料編に掲載しています。

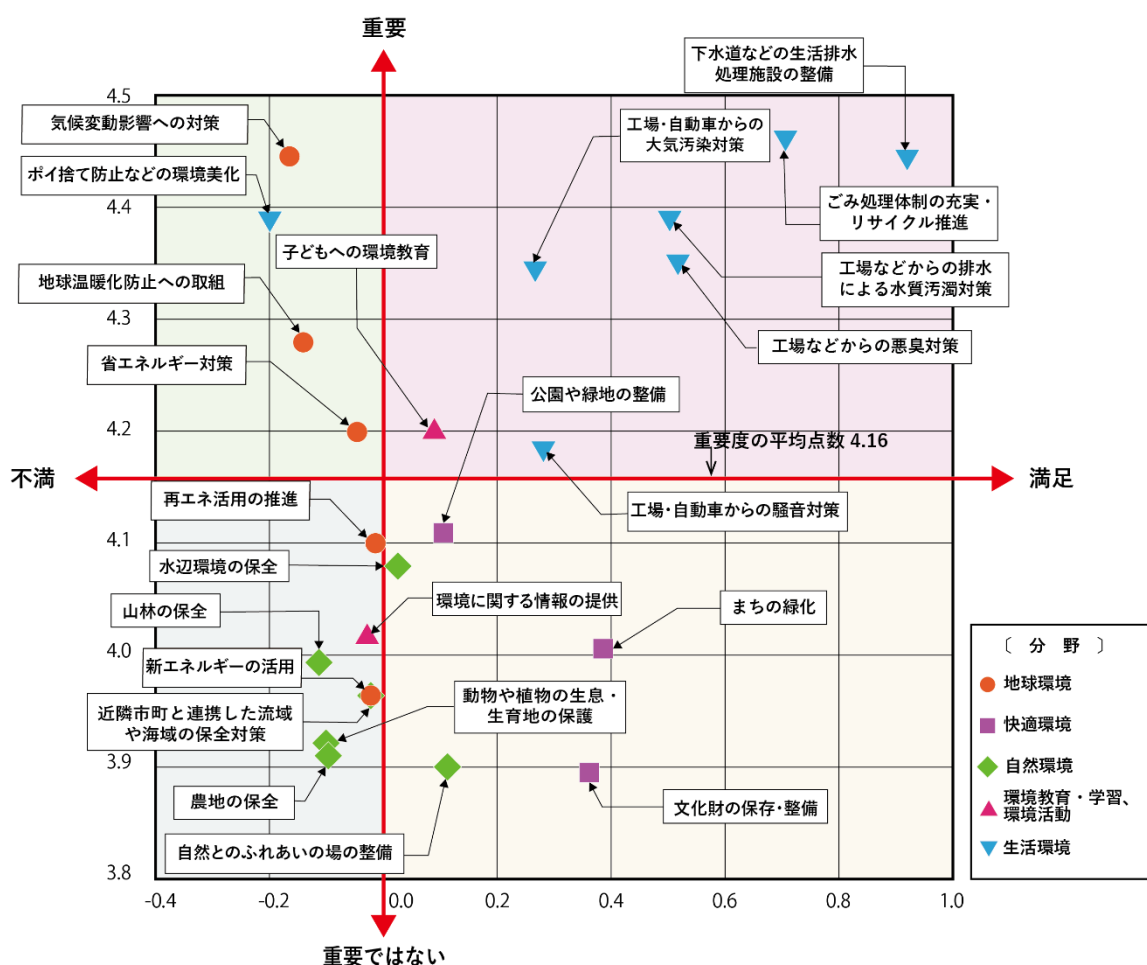


図 1-8 市民の環境保全対策に関する満足度と重要度

＜施策の満足度と重要度の平均点の算出方法＞

※満足度の算出方法(x軸の数値)

各選択肢の回答率に設定した点数を乗じて、その合計を平均評価点とする。

満足: +2 点、やや満足: +1 点、どちらともいえない: 0 点、やや不満: -1 点、不満: -2 点

※重要度の算出方法(y軸の数値)

各選択肢の回答率に設定した点数を乗じて、その合計を平均評価点とする。

重要: +5 点、やや重要: +4 点、どちらともいえない: +3 点、あまり重要でない: +2 点、重要ではない: +1 点

(2) 目指すべき環境像のイメージ

市が目指すべき環境像として相応しいと考える単語を市民アンケートにより調査しました。

回答結果は、居住環境（「住みたくなる」、「安全安心」、「活気がある」）や自然（「豊かな自然」、「自然共生」）、未来に関する単語（「未来へつなぐ」、「持続可能な」）の回答が多い傾向にありました。

このような市民の意見を踏まえて設定した、本計画の目指す環境像を第3章に示しています。

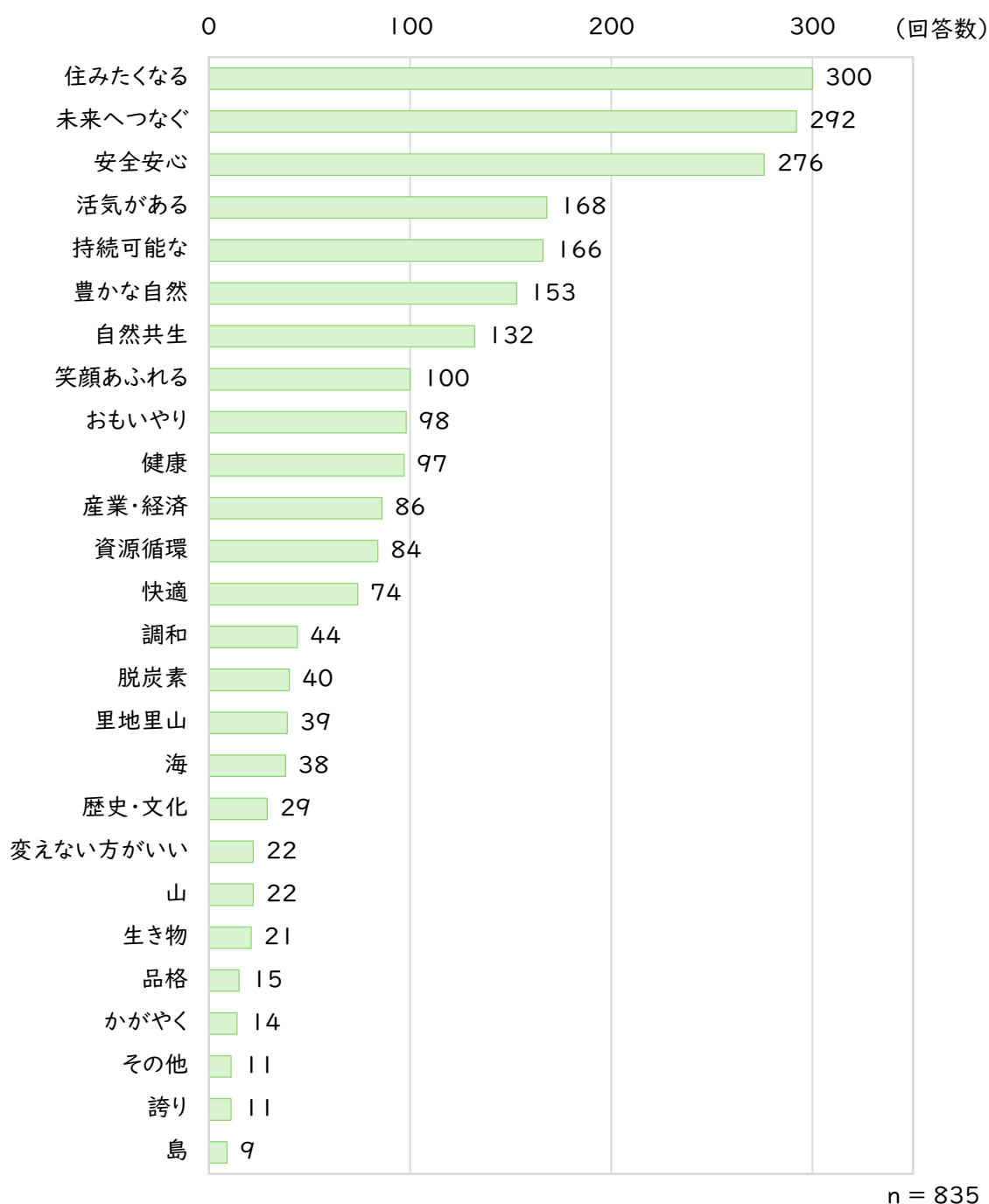


図 1-9 第3次計画の環境像に相応しいと考える単語

※選択肢の中から3つまで単語を回答いただきました。

4. 計画の役割と位置付け

本市では、「恵み豊かな潤いのある環境の保全、創造及び再生と将来の市民への継承」を目指す「周南市環境基本条例」に基づき、環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。また、その推進のため、環境の保全等に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めた「環境基本計画」を策定しています。

本計画では、次の役割を定めます。

- (1) 「周南市まちづくり総合計画」を環境面から具現化していく役割
- (2) 各施策の基本計画段階において環境に配慮した方向性を示す役割
- (3) 各施策の実施計画段階で環境に配慮した事業の指針とする役割
- (4) 市民（市民活動団体を含む）・事業者が取組を進めるための指針となる役割

また、本計画では新たに、第4章に示す基本施策 1-3「気候変動の影響に備える適応策の推進」を気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として、基本方針3「生物多様性の保全・自然共生」を生物多様性基本法13条に基づく「生物多様性地域戦略」として位置付けます。

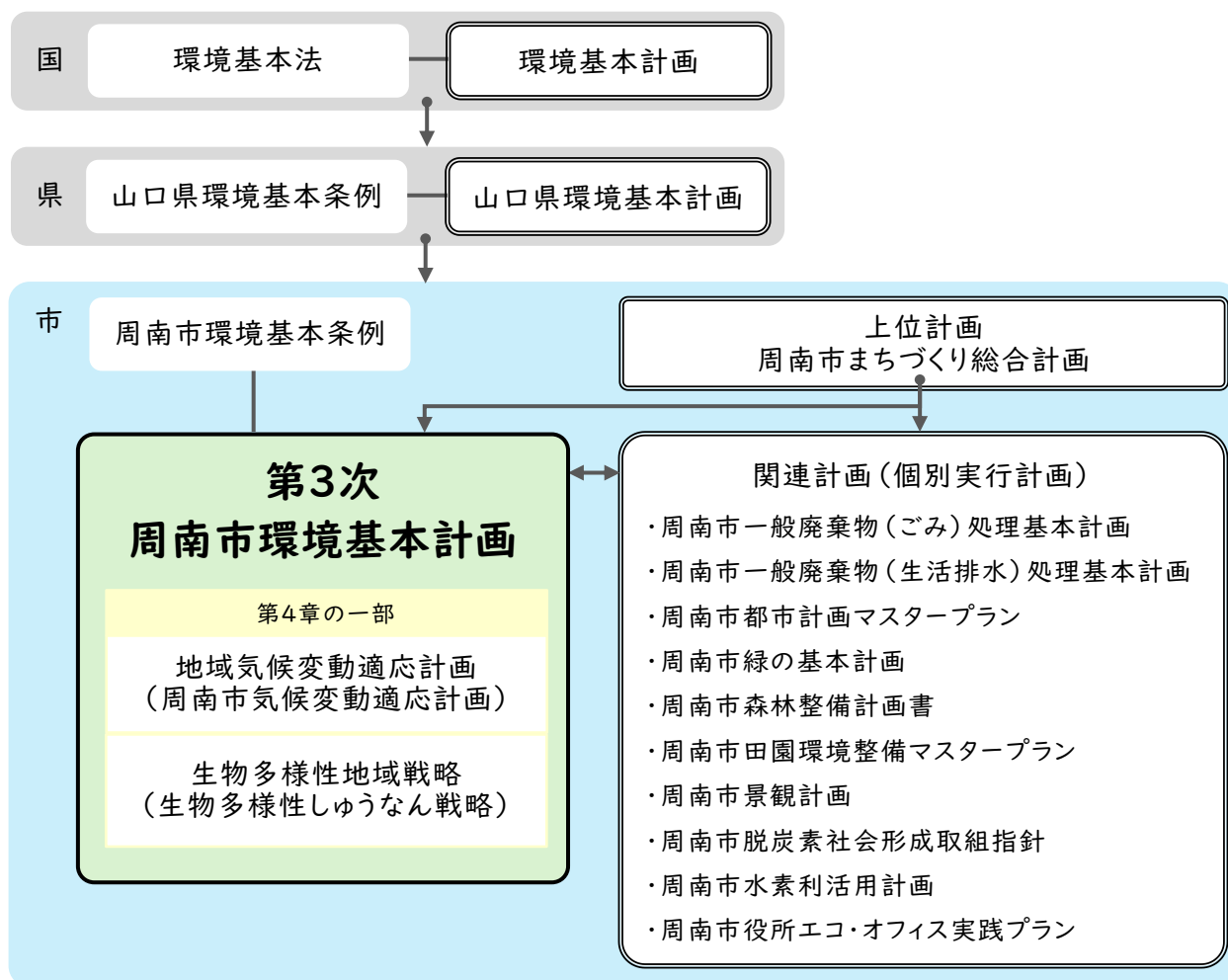


図 1-10 計画の位置付け

5. 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、周南市全域とします。

本計画で取り扱う主な項目は表 1-1 のとおりです。

表 1-1 本計画で取り扱う主な項目

分野	項目
地球環境	気候変動、地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー* など
資源循環	廃棄物、リサイクル など
自然環境	植生・植物、動物、生態系、自然とのふれあい など
生活環境	大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、土壌汚染、有害化学物質、 野犬への対応、公害苦情、施設緑地（公園、緑地） など
環境意識・行動	環境教育、環境に関する普及啓発、環境情報の収集・整理・発信 市民・団体などと連携した環境保全活動 など

6. 計画期間

本計画の計画期間は 2025（令和 7）年度から 2034（令和 16）年度の 10 年間とします。計画期間の中間年度である 2029（令和 11）年度に中間見直しを行います。

また、上位計画である「第3次周南市まちづくり総合計画」の見直しや国内外の環境情勢・政策の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

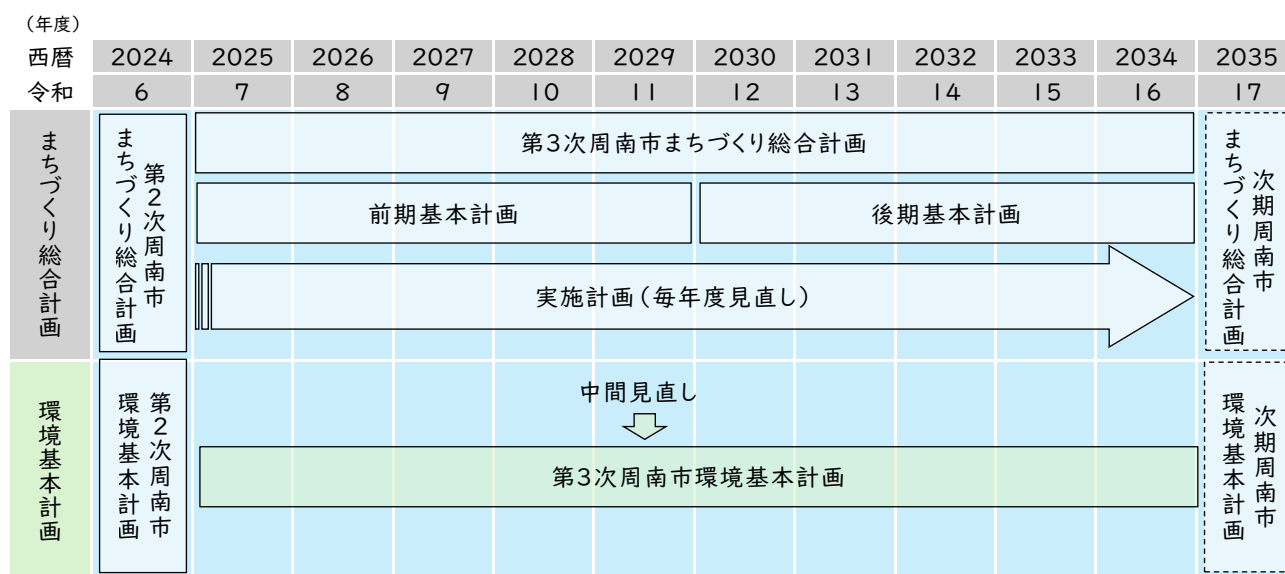


図 1-11 計画期間

7. 市民、事業者、市の役割

(1) 市民の役割

生活排水や資源の消費・廃棄など、普段の生活の中で環境への影響を認識し、日常生活における環境配慮や環境負荷の低減に努めます。また、地域の環境美化活動やごみのリサイクル活動を行う市民団体の活動や市の環境施策に協力します。

(2) 事業者の役割

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造の脆弱性を認識し、事業活動に伴って生じる公害の防止や環境負荷の低減、その他の環境の保全に努めます。従業員への環境教育や環境配慮型の技術開発に取り組みます。また、市や市民団体の環境保全活動に協力します。

(3) 市の役割

本計画に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。各主体が円滑に環境保全活動を実施できる制度設計や環境情報の提供を行い、また、環境教育の支援などの環境保全に係る基盤づくりに取り組みます。

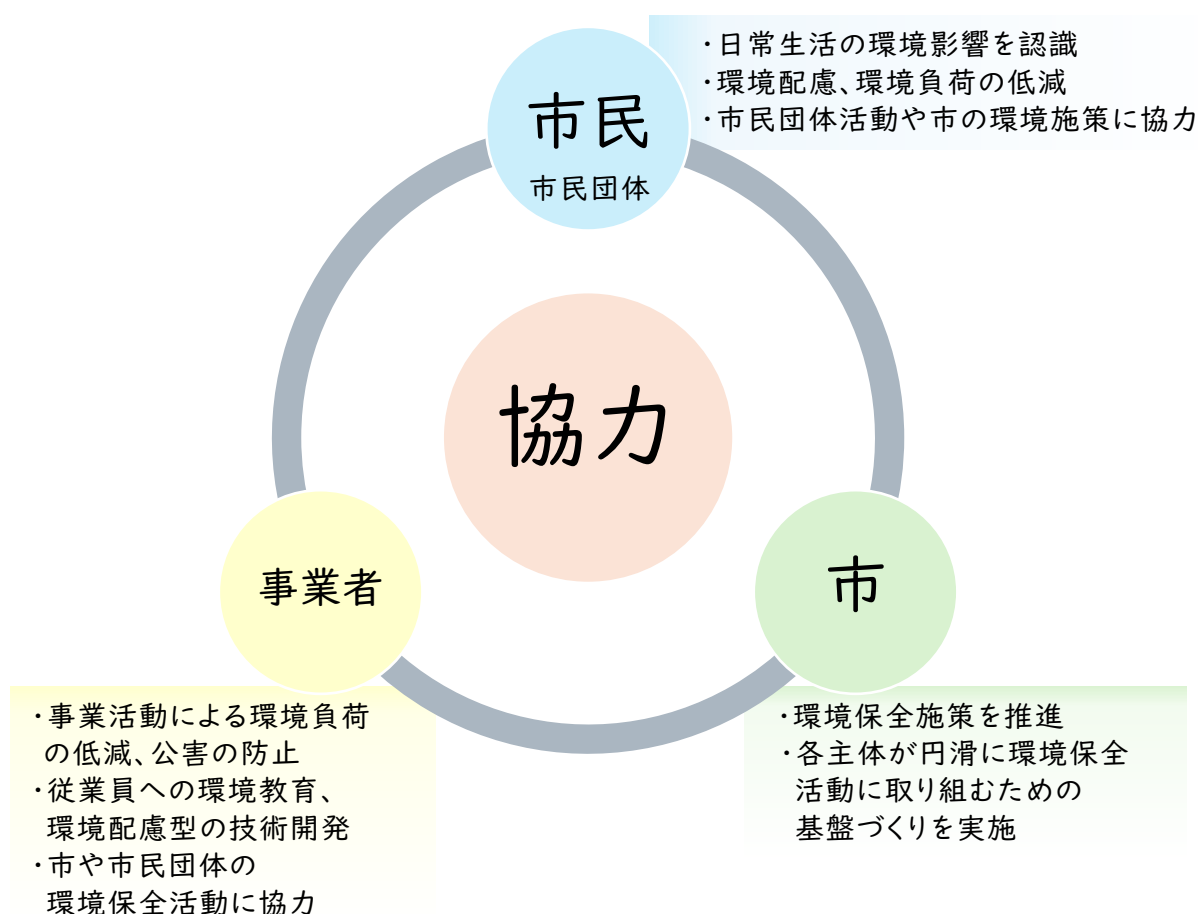


図 1-12 市民、事業者、市の役割

8. 計画の構成

本計画は次の5つの章で構成します。

第1章 計画の基本的事項

第3次周南市環境基本計画の計画策定の趣旨、社会動向、環境に関する市民の意見、計画の役割と位置付け、対象範囲、計画期間、各主体の役割、計画の構成について示します。



第2章 周南市の概況

本市の沿革、位置、自然環境、気象、人口、産業、土地利用、市民が未来に残したいと考える本市の環境について示します。



第3章 周南市の目指す環境像と基本方針

本市が目指す環境像を掲げ、その実現に向けた5つの基本方針や取組の体系を示します。

目指す環境像「多様な自然と産業の力で未来を創る 持続可能な住みたくなるまち」

<基本方針>

①脱炭素社会の実現と気候変動への適応

②循環型社会*の形成

③生物多様性の保全・自然共生

④生活環境の保全

⑤地域づくり・人づくりなどの基盤整備



第4章 目指す環境像を実現するための施策

目指す環境像を実現するための施策について、第3章で示した5つの基本方針別に示します。



第5章 計画の推進

計画を推進するための体制や進行管理の方法について示します。